

第 207 回内水面漁場管理委員会

1 日 時 平成 23 年 7 月 12 日（火） 午後 1 時 30 分から

2 場 所 長野県水産試験場諏訪支場

3 出席者

○漁場管理委員 10 名

漁業者代表：近藤政雄、藤森寛治、宮島幹夫

採捕者代表：名取清、田中経人

学識経験者：沖野外輝夫、桐生透、片野修、平林公男、竹原文子

○事務局

小林書記長他 3 名

4 会議事項

(1) 遊漁規則の一部改正について

(2) 現場付加金について

(3) その他

会長挨拶 議事に入る。

沖野会長 最初に、議事録署名委員の指名をさせていただきます。今日は桐生委員、近藤委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。それでは続きまして、(2)の「遊漁規則の一部改正について」、6 件ありますが、事務局の方から一括ご説明いただいて、その後で一件ずつご承認をいただくといった順序でやってまいりたいと思います。それでは事務局お願いします。

事務局 (資料 1, 1-2 により説明)

沖野会長 はい、どうもありがとうございました。それでは一つずつ質問を受けて確認していきたいと思います。まず、一件目ですが、犀川殖産漁協。資料 1-2 で見ていただければと。下線のついているところ、しなのゆきますの遊漁期間の終期を 10 月 31 日から 11 月 30 日に変更するものですが、これについて何かご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この申請のとおり認可してよいかどうかご意見がありましたら・・・期間が 1 ヶ月延びるということですね。もし、申請のとおり認可して差し支えないということであれば、その旨答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

沖野会長 それでは、1件目は、申請どおりに認可してもよい旨の答申をしたいと思えます。2件は裾花川水系漁協からの申請です。これは、禁止区域の変更ということで、(今まで)区切っていた禁止区域を沢の全域に広げたというもので、2箇所ありますが、これについて、ご質問はどうでしょうか。はい、どうぞ。

桐生委員 対象とする魚種は何でしょうか。それからもう一つ、区間が全域となっていますけど、漁業権漁場の上流端までという意味でよろしいでしょうか。

沖野会長 よろしいでしょうか。

事務局 裾花川水系漁協の漁業権魚種につきましては、にじます、いわな、やまめ、当該漁場にはいませんが、あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、かじか、うなぎとなっています。ご指摘のとおり支流全域、上流端までになります。付け加えて言いますと、今まで(禁漁区が)100m、300mの区間でしたので、遊漁者がそれを飛び越えて、上流に釣りに入ってしまうと監視が十分できないということで、本来の目的である資源保護という面で非常に不都合であるということで申請に至ったということです。

沖野会長 桐生さん、よろしいでしょうか。

桐生委員 はい。

沖野会長 他にご質問いかがでしょうか。

委員一同 異議なし。

沖野会長 それでは、ご異議がないようですので、申請どおりに認可して差し支えない旨の答申をしたいと思えます。3件目ですが、千曲川漁協のにじますの遊漁期間の変更です。いわな、やまめは現行どおりで、にじますについてのみ、独立させて遊漁期間の設定をするということです。何かこれについてご質問ありますでしょうか。はい、片野さん。

片野委員 にじます自体は以前から放流していて、今度から放流量が増えるということなんですか。つまり冬期間のにじます漁を可能にするということになると、冬期間のにじますを放流するということになるんですね。心配しているのは、にじますは結構他の魚を食べますから、例えば新潟県に降りて行って、あゆを食べるといった被害が生ずる可能性はあると思うんですけど。この辺について事務局はどういう見解ですか。

沖野会長 いかがでしょう、事務局。

事務局　にじますは今までも漁業権魚種になっていますので、放流をするということになります。が、(冬期間ににじますを放流するかは) 確認はしておりません。遊漁者の入り込みの状況にもよると思いますが、放流量を増やすということになると思います。下流へ降りていって新潟県で食害起こすかどうかといったことは検討していない状況です。

沖野会長　片野さん。何か。

片野委員　にじますが何を食べるかどうかということとは分らないですよね、調べてないから。分らないけれども、全く分らないままでいくのというのはどうかと思いますね。例えば、漁協に釣れたものをサンプリングして胃の中を調べてほしいとかケアをした方がいいと思います。私の意見です。

沖野会長　ご意見があったことは、どういう扱いにしましょう。

片野委員　事務局に委ねます。

沖野会長　事務局の方でこういうご意見があったことを当該漁協にお伝えいただけますでしょうか。

事務局　はい、漁協に伝えます。また、県内の漁場造成については、水産試験場で指導しておりますので、水産試験場にも伝えまして、一緒によりデータが収集できるようにしていきたいと思います。

沖野会長　はい、今のご意見は事務局の方で考えいただくということで、全体としては、この申請について、もし、ご意見がなければ申請どおり認可してもよろしいという答申をしたいと思いますが。

委員一同　異議なし。

沖野会長　次は4件目の佐久漁協。これは二つあります。にじますの遊漁期間の変更と禁止区域の表示変更。2番目の表示変更は言葉の変更だけですので問題ないと思いますが、1番目の遊漁期間について何かご質問よろしいでしょうか。はい、竹原さん。

竹原委員　カワウを追い払う効果なんですけど、私が知る限りカワウは多少人がいても平気ではないかと。あまりその効果というのは疑問なんですけれど、そこら辺はどうでしょうか。

沖野会長　事務局でお答えいただけますか。

事務局 前々回（の委員会で）お認めいただきました犀川殖産漁協につきまして、既に冬期のにじます釣り場が行われているんですが、その際の漁協の感触とすれば、「釣り人がいることによってカワウの飛来が抑えられているよ。」とおっしゃっていただいています。

沖野会長 数量的な変化は・・・。

事務局 数量的な変化までは、ちょっと把握していません。

沖野会長 はい、どうぞ宮島さん。

宮島委員 私もしょっちゅう川に行っているんですけど、カワウは約300mまでは近づけます。300m行ったらすぐ逃げてしまって、必ずもう寄って来ないという状況ですね。昔は下伊那漁協では400～500羽の群れをしょっちゅう見たんですけど、このごろは、千曲川、犀川の方へ上がって行って、私共の方はずっと少なくなりました。大体20～30羽の群れしか見えません。カワウは釣り人がおったら絶対来ない。300mまでは近づけますけど、非常に警戒心の強い鳥とみえています。

沖野会長 竹原さん、よろしいですか。そういうご意見も・・・。

竹原委員 私は釣りをしないものですから、釣りの道具を持って近づいたということはないんですけど、普段探鳥なんかで動いていますと、意外と近くまで行くんですけど、それでもあまり動かないということもありますので、やはり、敵もこちらの様子を見ているのかなとも思うんですけど。普段私が知る限りでは、ある程度近づいても逃げないですね。

宮島委員 天竜川ではそういうことはございません。

竹原委員 分かりました。私もこれからもう少し研究してみます。ありがとうございます。

沖野会長 他にご質問いかがでしょうか。これは、いわな、やまめについては現行のとおりで、にじますについて別個に決めるということで、先ほど（の千曲川漁協）と同じです。はい、平林さん。

平林委員 （千曲川漁協、佐久漁協の）両方ともデータが出ているんですけど、今の佐久漁協の方は、冬期生息状況調査ということで、投網4名によって捕獲した結果、いわな、やまめは捕れないということですが、先ほどの千曲川漁協の方だと2月15日から9月20日までに釣ってみて捕れないという形で、ほとんどいないということになっているんですが、こういう根拠になる資料は、なんとか統一できないんでしょうか。

それぞれの漁協から出てくるんですが、ここで同じように審査していく上で、一方では年間をある程度通して冬場のデータがない。一方では冬場のデータだけで判断しているということで、こういうデータを根拠に判断してよいのかどうか疑問に思うんですけど、この辺はどうなんでしょうか。

沖野会長 事務局いかがでしょう。(提出するデータの) 規定自体はない。

事務局 規定自体はなくて、漁協によって、それぞれ持っているデータが違います。今まで冬場釣りをしていなかったものですから、釣りの期間しかデータがないのが基本なんですけれども、今回佐久漁協は冬場はどうなんだろうということで、自分たちで事前に調査してみた結果、やっぱり捕れなかったということです。確かに漁協によって持っているデータが違いますが、基本的には遊漁期間のデータで、申請してもらっていて、追加で佐久漁協は冬場もやったという状況になっています。

沖野会長 平林さん、何か提案などよろしいですか。

平林委員 全く何もデータがないところではないからと言われるより、こういうふうにデータが示されているのはいいことだと思うんですけど、何か工夫が必要かなという気もするんですね。何かこう、例えば冬場千曲川漁協の方でもデータをとってみるといってやってみるとか、そういったようなことを。これがもし決まってもその後、そういう格好でチェックしていただくといったようなことをお願いできればと思います。

沖野会長 事務局の方で何かありますか。

事務局 ご指摘の点を考慮致しまして、魚種選択性、サイズ選択性ということもありますので、投網と釣りなどある程度その漁場を反映するような漁法で確認するように、詰めていきたいと思えます。その辺を元に申請する際には指導していきたいと思えます。

沖野会長 今のご意見を記録に留めておいていただいて、何らかの対応ができるようならばこれから考えていただく・・・。

事務局 これから申請がでてくるものについては、もう少し判断できる基準となる方法を示すということを考えたいと思えます。

沖野会長 はい、どうぞ桐生さん。

桐生委員 そういうことであれば、裾花川水系漁協についてですが、組合員と遊漁者の聞き取りで減っているという理由書の文章ですが、そうであれば、そちらの方も生息数

の把握がなんとかできないものかと思うんですけど。

事務局 それについては、当初の変更理由書には調査の結果とありましたので、調査データを求めたところ、数値的データの記録はないということでしたので、聞き取りによるということで、変更理由を変えていただきました。本来であればデータをお示しすべきところですので、こういった変更を伴うものについては、データを揃えていただくように今後指導していきたいと思えます。

沖野会長 はい、近藤さんどうぞ。

近藤委員 おっしゃっていることが、無理難題をおっしゃっているようにしか受け取れないのですが。禁漁にしたい源流域の生息数の調査が、単独の漁協で可能なのか。データで出すということが、恐ろしく大変なことなんです。それを義務付けられることになれば、禁漁区の設定ができないということになりかねない。例えばいわなについてみれば、産卵期に本流から支流に遡上して産卵して自然繁殖をします。その生息数を調査し、データ取りを義務付けるということが（漁協にとって）どれだけ大変なことなのかお考えいただきたいと思えます。県として専門家を派遣して調査をするということであれば、漁協としても協力することになろうとは思いますが、漁協にだけそれを負わせるというのは問題があるんじゃないかと思えます。次に、千曲川の関係ですけど、県としては、千曲川本流のどの辺をいわな生息域と考えてらっしゃるのでしょうか。にじますの生息域はどの辺。それから、やまめはどの辺。犀川と千曲川の合流点から下流域については、いわな生息出来る状況ではありません。夏場は水温が上がってしまいますので、いわなの生息できる状況じゃありませんし、やまめも当然生息しない。このような状況でも、いわな、やまめの生息域だから混獲を防ぐために、データが必要だという考え方なんでしょうか。千曲川もある程度下流域になると、いわな、やまめは棲めないと思っていますが、その辺の判断はどういうふうにお考えでしょうか。連動しますのでよろしくお願いします。

沖野会長 これに対して事務局、何かお答えできますか。

事務局 にじますの冬期釣り場のいわな、やまめの生息域についてですけれども、千曲川漁協の管轄する水域は、本来いわなの生息しない水域だと思っています。やまめについては、よく分からないということがあります。事務局とすれば、客観的な事実として示していただくのがよろしいと思えますので、データは示しいただきたい。判断基準として、にじますの冬期釣り場を造るときにはお願いしたいと思っています。源流域の調査については、非常に大変なことは分かります。データの必要性も分かりますが・・・。

沖野会長 はい、桐生さん。

桐生委員 少し誤解があるようですが、私が発言したのは、漁協に調査をやれと
いう意味ではないです。何らかの形で調査をして数字を出す必要があるのではないかと
いうことです。見た目だけで、減ったとか増えたとかいうことではなくて、認可の基
準になるとときには必ず(数字が)必要になるんで、調査する場合は、当然県の指導とか、
協力を得て一緒にやるということになると思うんです。漁協だけにやってもらうんじゃ
なくて、一緒になってデータをつくってもらいたいという意味で発言したんです。それ
から、国の事業で渓流域の事業が5年間でやられています。最終年には、漁協が単独で
もできる資源評価のマニュアルを出版する予定ですので、それらを参考にして将来やっ
ていったらいいんじゃないかなと思います。

沖野会長 はい、ありがとうございます。今すぐにできるということでもないんですが、
今後の検討課題ということで記録しておいてください。判断基準がないと判断しにく
いところなんですけど・・・。はい、片野さん。

片野委員 源流域のさっきの問題でいうと、禁漁区にしているのに魚が減っているという
のがおかしいんですよ。三通りしか考えられない。一つはその河川環境が何らかの
形で非常に悪化して魚が減る状況にある。もう一つは遊漁者が(規則を)守らないで
釣ってしまう。三つ目は漁業者が捕ってしまう。いずれも考えられる。ここは水産試
験場の方で調べてもらって、どうしたらよいか決めたらどうかと思うんですね。それ
から、本流でいわな、やまめがいなくてという話なんですけれど、千曲川の下流の状
況、魚の状況がどこまで調べられているか分からないんで、やまめ、いわなも冬にな
れば本流に下ってくるかもしれない。にじますも夏になれば支流に入ってしまうかも
もしれない。いろんなことが起こりうるんですね。そういうときに、新しいルールとや
り方を決めるときには、不測のことが起こることがあるんですよ。例えば放流したに
じますけど、夏になって支流に上がってきて、やまめ、いわなを食べるといふこともあ
るかもしれない。そういうことをある程度漁協に説明して、漁協と県が一緒になって
実際どうなっているか調べるのがよろしいんじゃないかなと思います。

沖野会長 はい、どうぞ。

近藤委員 2月～3月の渓流魚解禁の時期は、どの漁協でも成魚放流していると思います。
一番問題になるのはにじますだと思いますが、どこの漁協でも相当量放流していると思
います。2月～3月という時期は雪解けの出水の頃であり、放流した日に大水が出
た時などは、どこかへ行ってしまうんです。その漁場、放した所にはほとんどいな
いわけです。支流なら千曲川本流の方へ出てしまう。にじますですから、様々な在来
魚を食べて本流で大きくなり、上流域へ行ったり、下流域へ行ったりしている。放流
場所に居着くわけではありませんので、全てを放流した漁協だけの量で判断するのは
不可能だと思うんです。漁場全体としてみていかないと分からないと思うんです。従
って一概に全てを数字で表せと言われても困る問題であります。放流量と漁獲量との
差もあり、様々な不確定要素を勘案しながら、こういうことを取り組んでいきたいと

というのが、それぞれの漁協の考え方だと思います。

沖野会長 いろいろと不確定要素もあるし、調査のしにくいこともあるんでしょう。これからの検討課題として、ただ、判断基準は確かに必要だと思いますので、いい案があればそれを採用できる方向でいければと思いますが……。すぐにやれるというものでもないで、いろいろ検討していただければと思います。

今の佐久漁協について、何かご異議がありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

沖野会長 それでは佐久漁協のにじますの遊漁期間の変更及び禁止区域の表示変更については、申請のとおり認可して差し支えない旨の答申をさせていただきます。

5件目の平谷村漁協ですが、河川特設釣り場の廃止について、その項目を削除ということですが、これについてはいかがでしょうか。何かご質問ありますか。はい、竹原さん。

竹原委員 先ほどの説明ですと、期間が決まって許可が出ているということですが、今回みたいにその途中で必要がなくなって閉鎖してしまった場合でも、そのままでもよろしいんですか。ほっといても期間が来れば切れるからオーケーということですか。それとも、途中であっても閉鎖する場合は、その旨県に届を出さなければいけないんですか。

沖野会長 いかがですか。

事務局 本来、廃止する時には廃止する旨を届けていただくべきと考えますが……。今回については、16年1月から20年までの許可ということで、この時点（20年末）で許可は切れていると理解しています。

沖野会長 許可が切れていれば、この（遊漁規則の）規定は自動的に削除されるわけ。

事務局 権利的にはもう切れているということです。ただ、遊漁規則上、文言が残っていますので、今回遊漁規則からこの文言をはずすということが申請の趣旨で、規則にあるから権利があるということではないです。

沖野会長 （廃止の）届出はなかった。

事務局 なかったものですから（漁協に）確認したらやっていなかったということです。

沖野会長 事情はそういうことのようなです。他に。はい、桐生さん。

桐生委員 特設釣り場を開設するに当たっては、漁業権をもっている漁協単独あるいは、市町村と協力してやるということなんですけれど、理由書によると平谷村が管理釣り場を別に造った・・・そういうことですよ。

事務局 個人の方が平谷村に管理釣り場を経営し始めたということです。

桐生委員 それならいいです。村が造ったんじゃ全然連携がとれていないんじゃないかと・・・。

事務局 個人経営の管理釣り場がオープンしたために、こちらの特設釣り場の方に遊漁者が来なくなったということです。

沖野会長 はい、この5件目ですが、河川特設釣り場の廃止ということで、この文言を削除する。ご異議ないでしょうか。

委員一同 異議なし。

沖野会長 それでは申請のとおり認可するという事で答申したいと思います。もう一件、最後ですが、波田漁協の遊漁料の額の変更と現場付加金の設定と二つあります。遊漁料の方は、1日500円を1,000円に、1年3,000円を4,000円にするというものです。これは基準の中に入っているということです。それから、二番目の現場付加金については、今までなかったのを700円新たに設定するという事です。何かこれについて、ご意見、ご質問ありますでしょうか。はい、どうぞ田中さん。

田中委員 料金500円を1,000円にということですので、大幅な値上げになります。(漁業協同)組合の側では値上げしたいと思うんですけど、釣る方としましては、今物価が安定しているときに倍額の料金というのはいかがなものかと。それと、現場付加金を初めてとるわけですから、そうすると現場では500円が1,700円ということになると思うんですけど。その場合のトラブル等も心配されるわけなんですけど。そういった面でいいますと基準内に入っているとはいえ、もう少し1,000円をここまで上げなくて、途中の700~800円にするなど配慮が必要じゃないかと思うんですけど。

沖野会長 年額3,000円を4,000円ですから、3割くらいのアップ。同じように3割ということになると、500円を700円ぐらい・・・。これは、委員会の方でこうしてくれということは出来るんですか。

事務局 以前は漁協毎に申請が出ると、この金額が妥当だとか妥当じゃないかという論議があり、収まりがつかなくなるということで、ここにお示しした審査基準を統一的に決めましたので、この基準内であれば、申請があれば認めるというのが委員会のス

タンスになるかと思えます。(基準の範囲内であれば)1,000円を700円にしろ
ということは、委員会から言える状況ではないです。

沖野会長 ただ附帯意見として、1日券についてはもう少し考慮して下げたらどうか
という意見を付けることは・・・。

事務局 それは難しいです。

沖野会長 田中さん、そういうことだそうです。

田中委員 審査基準で(1年券は1日券の)4倍(以内)とかそういうのは聞いたんです
が、釣り人からしてみると、現場に行ってみると500円であったのが、1,000
円だったと、付加金まで700円ということになりますと・・・。基準内だからそれ
で構わないよということではなくて、委員会の意見として1,000円ではなくて
700円くらいにしてくださいという指導をしてもらえないかと思うんですけど・・・。

沖野会長 いかがでしょう、他の方は。

藤森委員 基準を設けたので、多分、波田漁協の方は基準内で決めようということで金額
を出したと思うんです。500円というのが安いか高いかということを見ますと、
500円というのは非常に安い金額であると思えます。現場付加金の700円という
のは、現場付加金をとらざる得ない状況になってきているというお話なんで、これはも
う仕方がないことで、しかも、事前に遊漁券を購入されれば、現場付加金はいら
ないわけですから、そういう面も考えると、この700円というのは考えずに、500
円が1,000円になったと。組合員の負担金が2,000円ということになれば、(1,
000円は)それほどびっくりするほど高い金額ではないと思えますので、基準の範
囲内でもあるので、いいんじゃないかと思えます。

沖野会長 はい、他にいかがでしょうか。はい、近藤さん。

近藤委員 そんなに漁協も(遊漁料を)上げたくないんです。安くて運営できるんであれ
ばそれにこしたことはありません。ただ、変更理由書の中に一つ気になるのがありま
して、釣り場の近くに遊漁券を売っているコンビニなどの店舗があるのにもかかわら
ず、(遊漁券を)持っていない遊漁者が多いということで、対策にほとんど手を焼いて
いるんじゃないかなと思います。そういう面では、今まで現場付加金をとらずに安い
料金でやってきたのに、安い料金すら払わずに遊漁をしている方が目につくのではな
いかと思います。遊漁料を1,000円にしたから大幅に経営が改善されるというも
のでもないと思いますけど、基準に合っているならば、1日券が倍になってもやむを
得ません。さらに、付加金が付きますが、現場でかなり苦勞していることを思えば、
賛同したいと思えます。

沖野会長 他にはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

名取委員 遊漁料の審査基準というのが、平成21年の12月ですね。組合員負担額の2.7倍を超える額とか、あるいは組合員負担額の2.1倍とか、この数値の出し方がおかしいなと感じたんですよ。これを1.3倍とか1.5倍であれば、今回みたいに、日釣り券を500円から1,000円には上げられなくなる。そこら辺の見直しというのは、一旦作ったばかりの審査基準をもう一度見直すことはできないのかどうか。組合員負担額の2.7倍以内というのを1.5倍以内とか、あるいは組合員負担額の2.1倍以内を1.5倍とか1.3倍にすれば、日釣り券、年券の上昇率を下げることができる。そうすると釣り人に対しても（遊漁券が）買いやすい金額になるんじゃないでしょうかと思っていましたが、いかがでしょうか。

沖野会長 事務局の方で何か。

事務局 この審査基準につきましては、組合員と遊漁者との負担の公平性ということで、増殖の経費や漁場管理に係る経費を分担していただくということで、小委員会を設置して検討いただき決定しました。ですから、今後、その内容を検討するかどうかはともかく、現状においては、この審査基準に当てはまるものについては、認めていただきたいと考えております。また、現場付加金について触れさせていただきますと、（釣り人が）遊漁券を買いやすい環境さえ整っていれば、本来納める必要のない金額ですので、これについては、波田漁協にお聞きしたところ、コンビニエンスストアが（管内に）4軒あると、さらに、現場付加金を設定するに当たっては、河川に看板なりを設置して周知いただくということでしたので申し添えます。

沖野会長 小委員会で何回も検討していただいて21年度に決めていますので、変えないということではありませんが、まだ2年しか経っていないので……。今後また検討いただくことになるかと思えます。いかがでしょう、他に。はい、桐生さん。

桐生委員 審査基準がある以上、これに当てはまっているからいいというふうに思うんですけど。実は組合員負担額の行使料と賦課金ですけど、行使料は行使規則で定めているんですけど、賦課金というのは、本来、漁協が一年の経営状況を見て経費が足りないという部分について組合員の負担を求めるものなんで、毎年変わってくるのが普通なんですね。ただ、どこの漁協、他の県の漁協をみても定額でとっているようなんで、組合員負担額の2,000円というのが妥当なのかどうかというところは基準にはないわけで、行政の指導でしかできないわけですけど、これ（組合員負担額）を基準としているところもちょっと問題があると私は思う。

沖野会長 組合員の負担額というのは、それぞれの漁協で決めているんですね。別にこの委員会でどうというのはない……。

事務局 組合毎の賦課金については、毎年漁協が総会を開いてそのときに、次年度の賦課金をいくらにしましょうということを決めることになっています。大体毎年同じ金額になっていますけれど、毎年総会で決議して決められているということです。

沖野会長 はい、どうぞ藤森さん。

藤森委員 賦課金につきましては、組合員から現金でいただくのは2,000円と、その他に組合員の方にはボランティアでもって仕事にでてもらうことが度々ありますので、そういったものを含めると、相当な金額、労働力を金額に換算しますと相当な金額になるわけですよ。そういったことを含めて組合員の方にはご苦労いただいているということもありますので、この金額だけみて高いとか安いとは言えないと思います。

沖野会長 はい、いろんな意見がありました。直接この申請に対してはでは、1日券が倍になるということが気になるということですが……。これはどうでしょうか。認可するにしても漁協には、そういう意見があったことを伝えることはできるのでしょうか。

事務局 そういった意見が出ましたということはお伝えできます。

沖野会長 いかがでしょうか。はい、片野さん。

片野委員 私は元々遊漁料の問題は、漁協の経営の問題だから、漁協が決めたようにすればよいという考え方です。例えば今回2倍にすると遊漁料一人あたりは上がるけど、お客さんが来なくなる恐れもあるわけですね。そういったリスクを負った上でやるわけですね。現場賦課金も同じなんです。それだったらと反発して来なくなる人もいるかもしれない。一方、遊漁料収入が上がれば放流量が増えサービスが上昇するかもしれない。それは一つのチャレンジでよろしいかと思っています。ですから今回についても別に異議はありません。もう一つは遊漁者のマナーの問題。遊漁料を払わない。私はある県の溪流でこういう看板を見たことがあるんですよ。「この川に密漁者は許さない。我々は密猟者を追放する。」見てびっくりしたことがあるんですよ。逆に言えば一般に釣りをする人で、あゆの場合はオトリを買うんで大体（遊漁）券を持っていますけど、溪流魚とか、最近ブラックバスとか（遊漁券）買わない人が結構いますよね。後、立入禁止区域で釣りをするとかそういうのが、長野県は目に余るような気がするんですよ。そういう不法行為、マナーの悪い行為というのがあまりあってはまずいので、県の方でも調べてもらって、できるだけ規則を守って気持ちよく釣りをしてもらおうということに、漁場管理委員会としてももっていきたいと思います。

沖野会長 はい、近藤さん。

近藤委員 不法行為については、全内（全国内水面漁業協同組合連合会）でも、漁業権魚種に限らず全ての魚種を捕る行為そのものが、漁業権に関わってくるんじゃないか、という議論がありました。農水省の方にもそういったことも言っているという話がありました。漁業者と遊漁者で目に余る行為があるのは全国的なのかもしれない。組合員の教育あるいは遊漁者のマナーの問題もあるんでしょうけど、稚魚の放流、例えばいわな、やまめであれば15cm以下は再放流サイズですので、当然釣れても放流しなければいけないわけですが、あえてそれを狙って釣りに行く人が沢山います。法的には密漁でしょうが、密漁の定義がよく分からないところがあります。遊漁券がないから現場付課金を付けて買えば密漁者じゃありませんよね。遊漁券も現場付加金もなくして漁をしている人が、即密漁者なのかという辺りが、漁協の監視員と遊漁している皆さんとのトラブルの最初になるんです。密漁者の定義付けが曖昧であり、密漁の定義についてもう少し整理する必要があるんじゃないかと思います。

沖野会長 現場付加金についてはこの後の議題としてもうひとつあるわけですよ。

事務局 はい。

沖野会長 それでは、波田漁協の申請ですが、意見が出たということをお伝えいただいて、申請の額は基準の中に入っているということで、お認めいただけるということであれば、申請どおり認める旨答申したいと思います。よろしいでしょうか。

委員一同 はい。

沖野会長 それでは、申請どおり認可してよろしい旨答申したいと思います。遊漁規則の一部改正については6件終わりますが、次の現場付加金について、事務局の方から。

事務局 （資料2により説明）

沖野会長 資料2に（事務局の提案が）二つありますので、一つずつご意見伺いたと思いますが、一番目は湖沼漁協による現場付加金の徴収、これまでは湖沼（漁協）に関しては現場付加金はなかったのを河川（漁協）と同等にするということですが、何かこれについてご質問、ご意見がありましたら、いかがでしょう。規定的には湖沼（漁協）には現場付加金を徴収してはいけないということはなかったんですね。

事務局 そうです。指導基準とかそういったものに記載はされていません。

沖野会長 はい、どうぞ。

近藤委員 次の2番とも関連するのですが、（資料2の）1（4）の設定の条件のところ質問してよろしいでしょうか。

沖野会長 はい、どうぞ。

近藤委員 具体案のところ、「原則として、早朝、深夜でも遊漁券を購入できる販売所を設置すること。」となっていますが、どのくらいの設置数とお考えでしょうか。最低1ヶ所とか、10ヶ所とか具体的な考えはあるのでしょうか。それから、「現場付加金の設定について周知すること。」とあり、括弧書きで「釣り場への看板設置、HP等」について、共通文面などは考えているのでしょうか。サンプル文面を示されるのでしょうか。次に、「遊漁券販売所の増設、販売時間の見直し等を行うこと。」について、増設というのは、現行より増やせということなんでしょうか。増やすとすればどれくらい増やすのか。販売時間は、24時間体制をとれということなんでしょうか。以上、（資料2の1（4））ア、イ、ウについて質問申し上げます。

沖野会長 いかがでしょう。

事務局 より具体的に（示せ）というお話だと思うんですけども、先ずアの「原則として、早朝、深夜でも遊漁券を購入できる販売所を設置すること。」なんですけれど、これについては、箇所数というものは具体的には考えておりませんで、釣りに来るルートというものがあるかと思うんですけど、北の方から来る人、南の方から来る人、東の方から来る人、できればそういったルート毎に設置してもらうのが好ましいと思いますが、十分に周知してそこに、（遊漁券を）買う所に誘導されるような状況であれば、そこまで厳密に、全部のルートになればいけないということではないと考えております。また、「釣り場への看板設置、HP等」の周知についてなんですけれども、文面等は特に考えておりませんが、いきなり（現場付加金を）課すようになって、知らなかったというよりも、釣り場とか、HPなどである程度周知期間をおいてから現場付加金を課すようになった方が、釣り人とのトラブルがないと考えて（条件として）上げさせていただきました。ウ（「遊漁券販売所の増設、販売時間の見直し等を行うこと。」）についてなんですけれど、これはアにも関連しますが、これについても何カ所増やすといった条件は具体的には考えていません。各漁協の状況を確認して、現況でも十分な遊漁券販売所の箇所数があるということであれば、それでも構わないと思います。ここで、湖沼漁協の状況を述べさせていただくと、諏訪湖（漁協）では24時間販売しているところが1ヶ所、野尻湖（漁協）では0ヶ所ということなんですけれども、野尻湖にはこちらで電話でお聞きしたところ、そういった体制になるとすれば、自動販売機の設置も考えているとのこと。遊漁券が購入できるような状況があって、それを釣り人に周知していただいて、それでも買わないで釣り場に出てしまうという方には、現場付加金を課すということは問題ないと考えます。

沖野会長 よろしいですか。

近藤委員 はい。

沖野会長 他にいかがでしょう。1の湖沼漁協による現場付加金徴収を認めるということですが、これはあえてはずしてあったということに理由はないと思うんですが、これはどうでしょう。一律に考えて、河川、湖沼同じということで。はい、どうぞ平林さん。

平林委員 近県の状況は（資料で）分かるんですけど、全国的な状況というのはどうなっているんでしょうか。そのデータはあるんでしょうか。湖沼についての全国的な動向というのは、やはり近県と同じなんですか。

事務局 山口県の全国調査では、そういった状況というのは調べておりませんで、現場付加金の水域の限定の有無については分かりません。こちらでも全国的に調べようかとも思ったんですが、大震災の影響もありましたので、全国的な調査について見合わせまして、近県の状況だけ確認したという状況です。

沖野会長 1の方はよろしいでしょうかね。1の方はこの案のとおりとして、2の現場付加金の額の問題ですが、見直し案として上限額を1,000円にするということですが、これについて、ご質問、ご意見……。はい、どうぞ。

近藤委員 実際に漁協を経営している立場から言わせてもらえば、この上限額1,000円というのは妥当な金額だと思っています。700円でもいいんですが、実際に現場付加金を頂戴する場合に、小銭を用意しなければならないなど煩雑な面もありますので……。さらには乱暴な釣り人、そういった方々の場合は（漁場監視員が）一人で行くと怖いということがありますので、危険手当とか不fast手当のような要素も入っているということで、私は妥当だと思います。賛成したいと思います。

沖野会長 他にいかがでしょうか。前に決めたのが平成2年で20年経っているということもあります。よろしいでしょうかね。

委員一同 はい。

沖野会長 それでは、事務局の方で、この案でもって進めていただくということでよろしいでしょうか。

委員一同 はい。

沖野会長 どうもありがとうございました。後、報告事項があるそうです。その他のところで事務局の方からご説明いただく……。

事務局 （野尻湖漁協の逸出魚の調査結果を口頭報告）

沖野会長 それでは、引き続いて・・・。

事務局 （資料3により、野尻湖におけるオオクチバス等の再放流禁止指示の解除について、指示の内容、審査の基準、審議の経過を説明）

沖野会長 これについては次回協議をしますので、資料をよくご覧いただき、何か疑問があれば出していただきたいと思います。はい、どうぞ片野さん

片野委員 今の件は、発電所の中で調査が出来ればいいわけですよね。発電所の遊水池を調査をさせてくれといったけれど拒否されたということですよね。それは変わらないですか。

事務局 変わらないです。

片野委員 日本全国の環境問題が、外来魚が問題になっているときに、（発電所の）タービンが（逸出防止措置として）完全ではないということが分かってきているときに、一切調査は駄目だというのはね。末端部で見つからないといったって、それは増水とかいろんな状況があるわけだから、それはちょっとおかしいと思いますよ。

沖野会長 再度申し入れをして、もう一回確認したらどうでしょうかね。いろんな状況が変わってきているかもしれませんので・・・。野尻湖は県の管理でしたよね。

事務局 県の管理です。

沖野会長 水利の問題もあるから、北陸地方整備局では、もし必要があれば申し入れをしてもいいという話は前にしているので、そういう意図があればもう一回調査をさせるように、また、向こうでするならするように申し入れしたらどうでしょうかね。ただ、東北電力は本社の方へ掛け合わない・・・と思います。

事務局 もう一回確認します。

沖野会長 はい、田中委員

田中委員 ちょっと教えていただきたいんですが、オオクチバス等の再放流禁止に関わって湖沼で言いますと松原湖なんかが該当するんですけど 松原湖では特にヘラブナ釣りなども有名です。あそこでも毎年11月に放流しているんですけど、この再放流禁止に関わって感ずるのが、釣った魚を誰かが持って来て、例えば松原湖に放流することではなくて、放流するときとかに（オオクチバス等の）卵とか稚魚が混じっていて、その関係でこの種のもが増えているという感じがするんですけど・・・。

県内の方々のヘラブナとか放流するものについて、四国とか九州とかそういう所から持って来るんですけど、その場合に水の中に稚魚、卵、それが孵化して湖にこの種の魚が大幅に増えてしまったというふうな感じがしているんですけど、専門家の先生方その辺のところどんなふうにお考えかどうかと思うんですけど。

片野委員　そういう議論はずっとありました。それでヘラブナだけではなくて、湖産のあゆの放流に混じってブルーギル、ブラックバスが増えたんじゃないかという、それは否定出来ないと思います。ただ、県下をみますとブラックバスの生息地が800箇所以上ある中で、大半は農業用ため池なんですよ。農業用ため池で漁業も行われていないし、魚も放流しない。そういう所で増えているんで、それは誰かが放流したんだろうと言われてます。ただし、漁業が行われている湖沼において、そういう形に入った可能性はあると思います。ただ、現在でいえば、もしそういうことが確認されると、外来生物法違反ですから、放流した主体が団体の場合は3億円（以下）の罰金です。だから十分注意して放流する側もしなければいけないし、売る方もそれなりの配慮が必要ですね。だから私は今はそういうことはあまりないのではないかなと思ってますけど・・・。外来生物法ができたから（オオクチバス等の）放流がなくなったかという点も必ずしもそうではない。外来生物法違反で捕まった人もいますし・・・。最近私の感じでは、ブルーギルの密放流が増えているということです。というのは、私の調べている金原ダムでは今年3匹みつけた。それから、（旧）北御牧とか立科とか今まで全くブルーギルがいない所で放流されている例がありまして、実はブルーギルを釣るのが最近流行っているんですよ。ブルーギルを釣って食べる人が結構います。しかし、（外来生物法違反は）現行犯でないと捕まらないですから、まず無理なんですよ。そういったことで、外来魚問題というのは、リリース禁止しているけれども解決しているわけではないんです。だから、この委員会でもリリース禁止した後の検証とか、それからの問題点について一度やってもらいたい。次回とか次々回とか。最近特に大きい問題は河川での増加です。千曲川のやなで2,000匹外来魚が捕れたなんて話もあるくらいで。外来生物法はできたけど、今ある生息地はどうかということはないですよ。個人で飼育したり、運搬したら捕まりますけども、今外来魚がいるため池をどうこうしろといっているわけではないですよ。環境省は。そうすると、今、県下のたくさんある生息地から流れ出たものは結局は川へ行くわけですよ。千曲川は正にその典型ですけどね。それをどうするかという問題は、正にこれから議論すべき重要な問題なんで、田中委員がおっしゃった問題と併せてゆっくり議論したいと思います。そういう機会をつくってほしいと思います。

沖野会長　早い時期にそういう機会を考えると・・・。はい、どうぞ。

事務局　（野尻湖におけるオオクチバス等の再放流禁止指示の解除の問題について、）次回にということなんですが、例年の予定ですと次回の委員会は12月頃で、その次は2月頃になるわけですが、12月に審議してそれから漁協に追加措置を求めたとすると、（追加措置への対応が）真冬になってしまうので、漁協も厳しいだろうという考え

がありますので、出来れば今日の段階である程度の方向性を出していただいて、こういう追加措置が考えられると示していただければ、漁協も対応していただけたと思います。今年も8月、10月に逸出防止の調査を内水面漁場管理委員会として準備をしている段階ですが、その調査結果を元に逸出がないということであれば、現在設置されている逸出防止措置の効果があるとすれば、特に追加措置を求めないで申請を認めるかという辺は決めていただけないかと思います。

沖野会長 今年の（調査）結果がまだ皆さんに伝わってないわけですよ。だからそれを見ないと判断しにくいんじゃないでしょうか。

事務局 その時に（逸出魚が）見つからなければ、今までの条件のまま認められるかどうかというところの合意はいかがでしょうか。

沖野会長 そうすると発電所の導水路の問題もあって、その中身が出てこないと……。もう一回（12月の）その前にできない。12月を前倒しにするのもいいですけど。

事務局 前倒しで開催したいと思います。ただ、調査が毎年10月20日頃の同じ時期に実施していますので、その調査が終わってからということで、11月になろうかと思えます。

沖野会長 方向性としては、（資料3の）このフローでもっていくしかないと思います。ただ、何かあったとすると資料がないので、今日は無理な気がします。

事務局 はい、わかりました。開催だけ早めになるように……。

沖野会長 よろしいですね。その他何かございましたら。どうぞ。

名取委員 今日は、遊漁券とか（現場）付加金の話が主にあったと思うんですけど、まだまだ釣りに行かれる方が、「釣りに行くのに遊漁料を払うの。」という方が結構いるということです。だから、この辺の人に周知するために何をしなければいけないということを委員会でいろいろ提案を出して、県の広報に1年に何回か「釣りに行くときには遊漁券を買ってくださいよ。」とかという一行を県、あるいは市町村でも載せてもらえないかなと思って。もちろん、各釣具店にも県の方からそういうものを配ってもよろしいです。ところが、今釣り人で、何パーセントか分かりませんが、釣具屋ではなくてホームセンターとか全く違う所で釣具を買って釣りに行かれる人がいるんです。そういう方に、特に「（釣りをするのに）釣り券いるの。」という話があるんです。そういう人が1割いるか分かりませんが何パーセントかはいるんです。そういうところに、「釣りに行く場合は必ず遊漁券を買ってください。」と、今まであんまりしたことないですけど、広報などに入れてほしいんです。県が各市町村に連絡して（広報に）入れてほしいんです。店をやっていて、1年に何人かは必ずそういう人がいるんです。

沖野会長 その辺広報の手段を考えていただいて・・・。ただ、読まない人は・・・。おりにふれてそういう広報ができれば・・・。

事務局 その件で県のHPに、今年度になってからですが、釣りのルールとマナーというページを作りました。作ったというか元々県漁連と（県が）平成20年に作った遊漁ハンドブックの中にある文章をHPに載せさせていただきました。それをやったからいいというわけではありませんが、今後もそういったことも広報をしていきたいと思えます。

沖野会長 漁協の方でもそういう広報的なことはやらなければいけないですよ。

近藤委員 よく遊漁者の方から「遊漁券が必要だということ、漁場もつとっぱいに貼っておいて。」という苦情がきます。もっともな話ですが、漁場に看板を設置する段取りをしてみたらえらいことですね。まず、河川の中に構造物を設置することはできません。河川の外側は、民地であったり、民地であるかどうか分からない場所が各所にありまして、勝手に立てるわけにはいかない。構造物はいけなとなれば、移動式のものだったらいいんだろうかと・・・。出来るだけ漁場に入りやすいところに看板を設置したいんだけど、なかなか設置そのものが難しいんです。それから国立公園の中だと、看板の色、大きさ、文字の色などの規制があり、現場での広報ができないのが実態で、漁協でもその辺は苦労しています。「遊漁券が必要」というキチンとした構造物を造ることが、非常に難しいということをお理解いただければと思います。

沖野会長 いろんな手段があると思いますので、出来るだけ皆さんに分かってもらえるようにことを考えるということですね。事務局の方でも広報はされているようですが・・・。他になにか。はい。

片野委員 今の件は付加金をしっかりとることが効果的だと思いますが。それから、外来魚の議論をするときに、今、川でも漁協が独自に外来魚の駆除をしていますよね。県ももちろんやっているし、そういうことの資料も作って見せてもらえたらありがたい。ここで議論する叩き台として、県の水産試験場とか漁協のレベルでもかなり情報がたまっていると思うんですよ。だからその辺のところを議題のあまりないときにやってみたいと思います。

沖野会長 そういう機会も必要だと思います。議事の方はこれで終わりということでよろしいでしょうか。御協力いただきありがとうございました。それでは、事務局の方にお返しします。

事務局 長時間にわたりご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして第207回長野県内水面漁場管理委員会を閉会といたします。本日は、ありがとうございました。

いました。

議事録署名委員 近藤 政雄 ㊟

議事録署名委員 桐生 透 ㊟